

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

④ 会社を設立したときの届出書類

Q : 会社を作る準備をしていますが、会社を設立した場合、税務署へはどのような届出が必要でしょうか。

A : 法人設立届出書などを提出しなければなりません。

【解説】

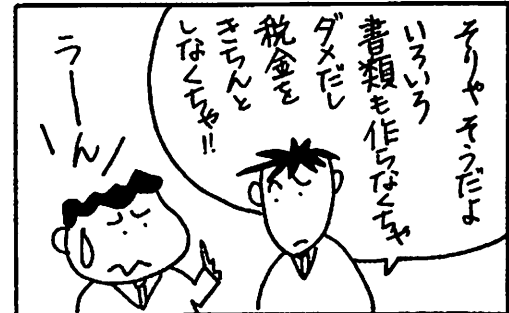
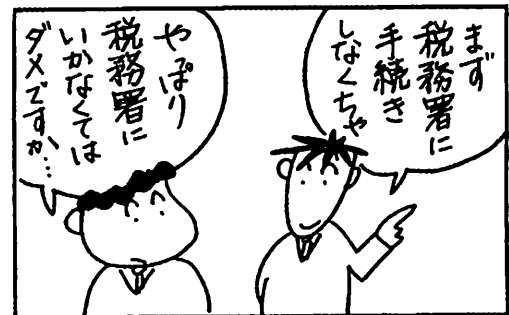
新たに設立された有限会社や株式会社などは、納税地の所轄税務署長に所定の手続きをしなければなりません。

設立の日以後2カ月以内に、納税地、事業の目的、設立の日などの事項を記載した「法人設立届出書」を提出します。この届出書には、定款等の写し、登記簿謄本、株主等の名簿、現物出資者名簿、設立趣意書、設立時の貸借対照表、本店所在地の略図などを添付することになっています。

また、給与支払事務所等を開設した日から1カ月以内に、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出します。給与等の支給人員が常時10人未満であるときは、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出すれば、年2回にまとめて源泉所得税を納付することができます。

その他、青色の申告書で提出する場合には「青色申告の承認申請書」を、設立の日以後3カ月を経過した日と設立第1期の事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日までに提出しなければなりません。

なお、税務署に出かけると、新規に会社を作った人たちのために、届出書が一式、束になって置いてあります。



KIMIYO.I